



Newsletter

30 March 2021

「アジア太平洋地域の主要11か国 の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook2020」と題するレポート(282頁)を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域のまり1か国(日本、オーストラリア、マレーシス・マンドネシア、マレーシス・ストナム)の(1)移転一ル、価格税制に係る最新の規則の概要、(2)移転価格算定方法、(3)移転価格文書化規則、(4)移転価格調査の手順、(5)他規則、(4)移転価格調査の手順、(5)他罰則、(7)事前確認制度(APA)、(8)トを受けた改正状況、(10)その他の言いを受けた改正状況、(10)その他の言います。

本レポート(無料)をご希望の方は、 メールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 56

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 56 となる本号では、東京証券取引所の流通株式の定義の見直し、英国の税率の引き上げによる本邦外国子会社合算税制(いわゆるタックスへイブン対策税制)への影響等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本:東京証券取引所:流通株式の定義の見直し

2. 米州

米国:第4巡回区控訴裁判所、私人が提起した企業結合に係る訴訟で問題解消措 置としての資産売却を認める

3. アジア

中国: 国家外貨管理局が移転価格調整金の支払いに関する Q&A を公表 マレーシア: MACC 法第 17A 条に基づく商業賄賂に関する企業の起訴事案

4. 欧州

英国:英国税制改革 - 税率の引き上げによる本邦外国子会社合算税制 (いわゆるタックスペイブン対策税制) への影響

<u>ベルギー: デジタル・プラットフォーム運営者に課される「軽減された」DAC7</u> 報告義務

「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版(英語)」 発 行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に 関連する主要な手続、メカニズム、論 点及び和解又は正式な訴訟による解決 方法について概説します。アジア務一 部の国においては、納税者が税務当局 に対して法的な権利や保護を主張すい ことは不可能であり、現実的ではない きいう誤解が存在します。納税者に認 められた権利を知り、毅然とした態度 で臨むことが防御に繋がる、より重要 な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域 を網羅した本ハンドブックは、複雑化 する税務調査、調査、紛争の状況を把 握するための効果的な指針となりま す。

本ガイド(無料)をご希望の方は メールにてご連絡ください。



1. 日本

東京証券取引所:流通株式の定義の見直し

東京証券取引所は、2022年4月4日より、流通株式の定義の変更を予定している。これにより上場株式の流動性を向上させるだけでなく、長期的な取引関係を基礎として保有先の上場会社の経営に株主として関与しない傾向のある所謂「安定株主」以外の株主による株式保有を増加させることで、上場会社の経営者と機関投資家との間の建設的な対話の基盤を確保し、上場会社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが期待されている。

流通株式について

流通株式の定義は東京証券取引所の有価証券上場規程において定められており、流通株式の数、時価総額及び上場株式数における比率が上場審査基準及び上場維持基準として定められている。これは、上場会社に一定量の流通株式を確保させることにより、株式の円滑な流通と公正な価格形成を確保するものである。

現行の定義

この流通株式の現行の定義は、上場株式数から 10%以上を所有する株主が所有する株式数、役員所有株式数、自己株式数及び(新規上場と一部指定時のみ)役員以外の特別利害関係者が所有する株式数を控除したものとなっている(有価証券上場規程第2条第96号、有価証券上場規程施行規則第8条)。

変更後の定義

2022 年 4 月 4 日より、上場株式のうち、①国内の普通銀行、②国内の保険会社及び③国内の事業法人等が所有する株式については、上場株式数の 10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除かれることになる。但し、所有目的が「純投資」であることが明らかな株式、すなわち、直近の大量保有報告書等の開示書類において保有目的が「純投資」と記載されている株式は流通株式として取り扱われる(この点、当該保有目的に「純投資」以外の言葉が併記されている場合も流通株式として取り扱うものとされている)。上記の①「国内の普通銀行」とは、都市銀行や地方銀行をいうものとし、信託銀行(信託口を含む)、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関及び証券金融会社等は含まないとされる。また、②「国内の保険会社」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいい、③「国内の事業法人等」は、金融機関及び金融商品取引業者以外の法人格を有するすべての法人を意味し、財団法人、学校法人、医療法人等の法人も含むものとされる。

なお、海外の「普通銀行、保険会社及び事業法人等」の所有分は見直しの対象となっておらず、上場株式数の10%以上であるなど他の要件に該当する場合を除き、引き続き流通株式として扱われる。また、上記の①「国内の普通銀行」に信託銀行が含まれないことにより、自社の役員や従業員向けの株式給付信託として信託化されている株式や、企業の退職給付信託として信託化されている株式については、上場株式数の10%以上であるなど他の要件に該当する場合を除き、引き続き流通株式として扱われる。

さらに、役員以外の特別利害関係者の所有する株式については、現在は新規上場と一部指定時の基準に係る計算においてのみ控除されているが、変更後は上場維持基準に係る計算においても流通株式から除かれることになる。また、その他取引所が固定的と認める株式についても、流通株式から除かれる。上記の「特別利害関係者」とは、①上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、②役員又は前①に掲げる者が議決権の過半数を保有する会社並びに③上場会社の関係会社及びその役員をいう。また、上記の「その他取引所

「欧州における税務調査・ 紛争解決ガイドブック(英語)」 のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための 大規模財政主導を受けて、各国政府の 財政赤字はかつてない規模で増大して います。各国政府は新たな税制導入や 単純な増税が難しい中で、資本力のあ る多国籍企業への税務調査を今後より 活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の 税務調査プロセス、国内救済措置及び 相互協議等について詳説しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



が固定的と認める株式」とは、例えば、流通株式に係る上場基準に適合していない場合に、上場株式数の10%以上を所有する株主の保有分を意図的に複数名義に分散化するなど、潜脱が行われる場合に備えて設けられており、具体的な保有者が想定されているわけではない。

以上のように、変更後の流通株式数は、上場株式数から以下を控除した数と される。

- 10%以上を所有する株主が所有する株式数
- 役員所有株式数
- 役員以外の特別利害関係者の所有する株式数
- 自己株式数
- 国内の普通銀行、国内の保険会社及び国内の事業法人等が所有する株 式数
- その他取引所が固定的と認める株式数

なお、流通株式の定義の変更に関して、上場会社が東京証券取引所に提出する「株券等の分布状況表」の形式が見直され、事業年度末日等における国内の普通銀行、国内の保険会社、国内の事業法人等及び役員以外の特別利害関係者の保有状況等に係る記載欄が新設される。

実務への影響

以上のように、これまでは10%未満であれば流通株式として扱われていた政策保有株式が、流通株式の定義が変更されることにより控除されることとなる。従って、業務提携、長期保有、取引関係強化などを目的として事業法人等である提携先や取引先に保有される株式が流通株式に含まれなくなることを前提に、今後は資本業務提携などを行う場合に注意が必要となる。また、企業間の持ち合い株が多く流通株式比率の低い企業においては、株主に自社株の売却を求めることや、新株式発行などの資本政策の検討が必要となると思われる。

最初のページに戻る

2. 米州

米国

第 4 巡回区控訴裁判所、私人が提起した企業結合に係る訴訟で 問 題解消措置としての資産売却を認める

概要

2021年2月18日、米国第4巡回区控訴裁判所は、私人である原告が反競争的な企業結合により損害を受けたとしてその是正を求めていた裁判で、初めて問題解消措置としての資産売却を命じる判決を支持する判断を下した。2018年10月、バージニア州東部地区の判事は、ドアスキン(ドアの表面の素材)メーカーであるJELD-WEN, Inc.(以下、「JELD-WEN 社」)が、その顧客であるSteves and Sons, Inc.(以下、「Steves 社」)から、同社が2012年に行った企業結合が反トラスト法に違反するとして訴えられていた裁判で、衡平法上の救済措置として、JELD-WEN 社に対して、主要な生産設備の売却を命じた。この問題解消措置は判例の考え方に沿ったものであるが、これまで私人が企業結合によって被った損害を是正するために資産の売却を求めた訴訟で勝訴した例はなかった。

「グローバル・パブリックM&A <u>ガイド</u>(英語)」のお知らせ

パブリックM&A (上場企業の買収) は、複数の法域にまたがることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド (無料) をご希望の方は <u>メール</u>にてご連絡ください。



背景

Steves 社はドアを製造販売する業者であるが、同社のドア製造に欠かせない材料であるドアスキンを長年 JELD-WEN 社から購入していた。2012年にJELD-WEN 社が同業他社の Craftmaster International(以下、「CMI社」)を買収するまで、ドアスキンメーカーは3社あった。しかしこの買収により、Steves 社のドアスキンの調達先は2社のみとなった。2016年、Steves 社は当該買収は違法であると訴えた。同社によると、JELD-WEN社は CMI社の買収後、Steves 社に対し不合理な値上げを行ったり、品質管理に係る契約上の条件に従うことを拒否したりするようになった。また、当該買収の2年後に、これと関係なく、Steves 社にとって唯一の代替サプライヤーであったもう1社のドアスキンメーカーが市場から撤退した。そのため、買収後、当初ドアスキンメーカーは2社あったものの、最終的には、JELD-WEN社が市場を独占することとなった。このような状況のなか、JELD-WEN社が市場を独占することとなった。このような状況のなか、JELD-WEN社が市場を独占することとなった。このような状況のなか、Steves 社の事業継続が危ぶまれる事態となった。控訴裁判所は、このような買収後の市場状況を踏まえ、本件を「事業売却(による問題解消措置)の申し子」と称した。

重要なポイント

- 裁判所は企業結合を事後的に取り消すことができるが、本判決はその可能性を私人による訴訟にまで拡大した。そもそもクレイトン法(競争を実質的に減殺するおそれのある企業結合を禁止する連邦法)第7条には時効がなく、また、競争への影響の評価は、企業結合時ではなく異議申立て時を基準に行われる。昨今、いくつかの注目を集めている取引に関し、当該取引の利害関係者により反トラスト法の観点での評価を見直すよう積極的に主張されているなか、本判決は、取引実行から長年経過している企業結合につき、私人の異議申し立てを後押しすることになると見込まれる。
- 連邦取引委員会及び司法省反トラスト局は、ハート・スコット・ロディノ(HSR)法又はその他の法律に基づく企業結合の事前審査において、届出が行われた取引につきクリアランスを認めるか、拒否するかの判断に係る裁量を有する。しかしこれは、私人が当該取引に関しその後に反トラスト法に基づく異議申立てを行うことを妨げるものではない。したがって、今回、司法省反トラスト局が2度にわたりJELD-WEN社による買収につき異議申立てをしない旨の決定をしたからといって、JELD-WEN社がその顧客から問題解消措置としての事業売却を求められなくなるわけではない。実際に裁判所は、本判決において、政府が特定の企業結合に対して訴訟を起こさない決定をしたとしても、当該決定においてはリソースが限られている等その他の考慮要素が影響している可能性もあり、当該決定により当該企業結合の合法性を裏付けるものではないことを示している。
- 本判決は、買収を行う会社にとって、買収後の行動や市場における競争状況の変化が反トラスト法上のリスクに大きく影響しうることを示している。したがって、買収者は、クロージング後に、例えば大幅な値上げをしたり、長期的に安定した供給契約を終了したりするなど、顧客の事業継続を脅かすおそれのあるアグレッシブな戦略を始める場合には、事前に独占禁止法専門弁護士に相談すべきである。反トラスト法は、顧客との取引や取引を継続することにつき一般的な義務を課すものではないが、企業結合後に集中が高まった市場において既存の関係を解消する場合には、反トラスト法上の異議に直面するリスクが高まる可能性があることに留意すべきである。

最初のページに戻る

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、うな企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、デマストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



3. アジア

中華人民共和国

国家外貨管理局が移転価格調整金の支払いに関する Q&A を公表

中国国家外貨管理局は2021年1月19日付で「サービス貿易外国為替管理政策 Q&A (パート2) (以下、「本 Q&A」) 1を公表した。本 Q&A において移転価格調整金(以下、「価格調整金」)のための中国国外への送金と中国国外からの受取を処理するための銀行手続について明確化を行った。本稿では本 Q&A の概要と影響について解説する。

背景

- 多国籍企業の中国子会社と国外関連者との間の国外関連者間取引は、 中国やその他の地域を含めて、長年にわたって税務当局の調査対象と なっている。移転価格調査のリスクを管理するために、多国籍企業は 中国子会社の利益水準が独立企業間原則に基づく水準であることを確 保する必要がある。
- しかしながら、取引価格を独立企業間原則に基づく利益水準に管理することは容易ではなく、多くの多国籍企業は、中国子会社の利益率が独立企業間原則に基づく水準から外れていることが期末に判明し、移転価格リスクをコントロールするために価格調整金の受取や支払いを必要とすることが頻繁に生じている。COVID-19の蔓延による影響は、このような問題をさらに悪化させている。
- 一方で、中国の外国為替管理に関する厳格な規則と複雑なガイドラインにより、多国籍企業が直接的に価格調整金を支払うことは困難である。基本的に、外貨管理局はすべての外国為替取引を有効な商取引(及びそれに関連する証憑)で立証することを要求しており、移転価格の管理のための価格調整金は外貨管理上有効な商取引とはみなされてこなかった。このため、多国籍企業は別の送金の為のアプローチを模索せざるを得ず、これまでは以下のようなアプローチがあったが潜在的な問題を多く抱えていた。

方法	概要	潜在的な問題
定期的な価格 改定 (例: 製品価格の改 定)	・ これは、定期的(月 次本と一調を開始をでは、 本と一調をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と	 関税リスク(価格設定) (価格設定に大きな変動があった場合) 事務負担の増大(定期) (基本を管理し、価格改定を実施するとは困難であり、管理上の負担が大きい)
サービス取引による調整	これらは、実際の利益が当該年度の目標利益率に沿ったものであることを確保す	支払いに係る損金不 算入リスク源泉所得税と増値税 に関するリスク

¹ 国家外貨管理局 「サービス貿易外国為替管理政策 Q&A (パート 2) 」2021 年 1 月 19 日付

方法	概要	潜在的な問題
	るために、サービス 取引により調整を行 う。	
税務申告による調整	• 納税者の法人税申告書において価格調整を行うか、遡及的に価格調整を行うために任意の納税申告書を提出する必要がある。	● 追加的な税負担 ● 二重課税リスク

最近の動きを見ると、価格調整金に対する外貨管理局の態度は徐々に変化している。様々な地域の外貨管理局(例えば、上海外貨管理局)は、パイロットプログラムを導入し、特定の納税者が、地域の外貨管理局の裁量に応じて、資本項目又は経常項目を通じて価格調整金を支払うことを認めている。

本 Q&Aの概要

外貨管理局の監督制度の下では、クロスボーダーの支払いは、一般的に、異なる外貨管理規制によって規定される2つの異なるカテゴリー(すなわち、経常項目と資本項目)に分けられている。しかしながら、価格調整金の支払いのための各地域の既存のパイロットプログラムは、価格調整金の支払いに適用されるカテゴリーについて統一されたアプローチを提供していない。本Q&Aでは、価格調整金に基づく外国為替取引の受払を処理する銀行の手続について指針を与えようとするものであり、価格調整金の支払いは、国家外貨管理局による経常項目外貨業務ガイダンス(2020年度版)²に従って経常項目で管理されるべきであると説明されている。本Q&Aでは、3つの調整金に関する指針が示されている。

1. 価格調整金

国家外貨管理局による経常項目外貨業務ガイダンス (2020年度版) で示された一般原則の再確認に加えて、必要な証票には、税務当局や税関からの関連文書、価格調整金に係る契約書、請求書、その他の関連資料が含まれるべきであるとしている。さらに、支払いは、関連当事者間の元の取引カテゴリー(すなわち、商品又はサービス)に従って処理されなければならない。これにより、基本的に価格調整金は、価格調整が必要な取引と(外貨管理上)同じ種別となり、銀行はそれに基づき送金処理を行うことが可能となる。

2. 費用分担に係る調整

価格調整金と同様に、本 Q&A では、外貨管理局の観点から、必要な補足書類 (再販売契約書、財務諸表、請求書など)や詳細な報告事項が明確化されて いる。

3. その他

その他の調整金にも経常項目外貨業務ガイダンス(2020年版)が適用されるべきであることが留意事項として示されているものの、その詳細については述べられていない。

² 国家外貨管理局 「経常項目外貨業務ガイダンス (2020年版) に関する通知 (匯発 [2020]14号] 2020年8月28日施行

その他の注目点

本 Q&A では、外貨管理局が価格調整金の送金に係る実務上の問題点認識しており、段階的な変更を行う意思があることを示している。さらに、本 Q&A は、正式な移転価格調査や事前確認(Advanced Pricing Arrangement)の状況下で、納税者が税務当局や税関から発行される証憑を提出できる場合には、銀行は価格調整金の支払いを処理できることを示唆している。必要な文書がさらに明確化されるまでは、納税者が自主的に行う移転価格調整に関連して行われる価格調整金の支払い手続を行うために、本 Q&A が活用できる可能性がある。

一方で、価格調整金の支払いを資本項目として扱うという従来の地方外貨管理局での多くの実務とは矛盾するため、地方の外貨管理局との新たな交渉が必要となる可能性が見込まれる。自主的な価格調整に際して、国外送金を行うことができるかについて、さらなる明確化が必要であると考えられる。自主的な価格調整については、税務当局や税関から発行される書面が不足していることから、外貨管理上、本Q&Aの「価格調整金」として分類されるべきかどうかは不明であり、「その他」の調整金に分類される可能性がある。従って、この点については、さらなる明確化が必要であると考えられる。

小括

本 Q&A は、地方の外貨管理局及び価格調整金の支払いを処理する銀行のための一般的な指針として役立つことが期待される。本 Q&A の公表は、また中国において直接的な価格調整金の支払いが実行可能であることを示唆しており、これは多国籍企業の中国子会社にとって朗報であろう。しかしながら、価格調整金の支払いに係る複雑な手続を考えると、特に自主的な価格調整については、外貨管理局、税務当局、関税当局間による協力が得られない限り、その実行可能性については引き続き疑問が残る。価格調整金の支払いを行うことを検討している多国籍企業は、この進展を注視しつつも、関係当局との交渉と価格調整金の支払いの実施に関して、外部アドバイザーから専門的な支援を求めることが奨励される。

最初のページに戻る

マレーシア

MACC 法第 17A条に基づく商業賄賂に関する企業の起訴事案

マレーシア腐敗防止委員会(MACC)は、マレーシア腐敗防止委員会法(以下、「MACC法」)第17A条(以下、「第17A条」)に基づいて、オフショア・メンテナンス会社が下請契約を獲得するために支払った321,350リンギット相当の商業賄賂について、当該会社とその取締役を起訴した。

これは、改正 MACC 法第 17A 条の下で起訴された最初の事案であり、2020年 6月 1日に施行されたばかりの第 17A 条に規定された企業の刑事責任に対する MACC の執行方針を明確にするものである。

MACCは、2021年3月17日に、同社が下請契約を獲得するために商業賄賂を支払った疑いについて、同社取締役をさらなる調査のために聴取したことを明らかにしていた。

報道によれば、2021 年 3 月 18 日に同社は第 17A 条に基づいて起訴された。 起訴内容によれば、商業賄賂は、第 17A 条が施行された後の 2020 年 6 月 29 日から 10 月 14 日の間に行われたとされている。

第 17A 条では、商業組織の関係者が、商業組織のために、業務又は事業上の 便宜を取得又は維持する目的で、何らかの賄賂を不正に提供した場合、その 関係者だけでなく、商業組織自体も刑事責任を負うと規定されている。罰則 として、(i) 賄賂額の10倍以上若しくは100万リンギットのいずれか高額な方の金額による罰金、(ii) 20年以内の禁錮刑、又は(iii) 罰金と禁錮刑の併科が定められている。

また、当該商業組織が有罪判決を受けた場合、当該商業組織の他の取締役、 管理者及び経営者についても、当該賄賂行為について有罪が推定され、反証 がされない限り、刑事責任を負う。

第 17A 条の違反に関して、商業組織が刑事責任を否定する唯一の防御は、当該商業組織の関係者による腐敗行為を防止するため、当該商業組織が「適切な手続」を導入していたことを証明することである。

本件事案は、マレーシア国内で活動する全ての商業組織に対して、万が一商業賄賂事案が判明した際に上記の防御を主張できるよう、「適切な手続」と評価されうる強固な腐敗行為防止対策を講じていることの重要性を再確認させるものであり、対策に不備がある場合には早急な対応が求められる。

最初のページに戻る

4. 欧州

英国

英国税制改革 - 税率の引き上げによる本邦外国子会社合算税制(いわゆるタックスへイブン対策税制)への影響

2021年3月、英国の次期税制改正案が発表された。とりわけ注目されるのが、英国の法人税率の引き上げであり、これにより英国に所在する本邦の外国子会社に対する外国子会社合算税制の適用関係に影響が生じる可能性が出てきた。本稿では、上記法人税率の引き上げを中心に、本邦多国籍企業に対するインパクトの度合いが大きいと思われる改正事項について概観する。

法人税率の引き上げ

原稿の英国の法人税率は 19%であるが、今般の発表によると、法人税率は最大 25%まで引き上げられる予定である。法人税率が引き上げられるのは 2023 年 4 月 1 日からとされている。法人税率の引き上げの目的としては、 COVID-19 に係る経済へのダメージや国庫の支出を賄うためであり、引き上げの時期についても、その時期であれば経済状況が COVID-19 前の状況に復帰するであろうという見込みが前提となっている。

ただし、英国では企業の繰越欠損金の利用が制限されているため、仮に2021年から2022年にかけて黒字に転換した場合、時間的猶予がなく税金を払わなければならなくなるという点で、企業側からは経済的負担が重いとの声が出されている。

法人税の引き上げが本邦外国子会社合算税制に与える影響

周知の通り、現行の外国子会社合算税制(以下、「JTH 税制」)においては、外国関係会社に対して適用される実効税率が20%以上であるかが極めて重要な基準とされている。すなわち、20%未満であれば、経済活動基準を満たさない限り、会社単位の全部合算となるのに対し、20%以上であれば、特定外国関係会社に該当しない限り、合算課税の対象から除外されることになる。なお、実効税率20%未満かどうかは、租税特別措置法第68条の2の3(適格合併等の範囲の特例)における特定軽課税外国法人の判定においても重要な要素となっている。

本邦の多国籍企業はこれまで英国に欧州拠点を置く例が多かったが、その場合の課題として、いかにして経済活動基準を満たすかという点が挙げられていた。それが、今回の法人税率の引き上げによって、英国の外国関係会社については、より合算課税の対象からの除外を図ることが容易になる。

ただし、今回の法人税の引き上げが、本邦多国籍企業が引き続き英国をその欧州拠点として選択するインセンティブになりうるかというと、やや疑問な点もある。英国にはかねてから Brexit の問題が伏在しており、EUからの離脱によって、企業にとって有利な様々な EU法制(例えば輸出入規制の恩恵措置)の適用を受けられない結果となってしまう点が大きな問題となっている。本邦多国籍企業としては、JTH 税制の問題を睨みつつ同時に Brexit によるインパクトを最小化させるためにその欧州拠点を英国外に移転させる動きが活発化しており、一旦英国外への移管が完了してしまえば、Brexit 問題が解消されない限り、今回の税率引き上げによって英国を欧州拠点に選定する流れが再度起きるとは考えにくいであろう。

その他主要な税制改正項目の概要

いわゆる英国 DPT (迂回利益税) の税率が現在の 25%から 31%に引き上げられる。引き上げ時期は 2023 年 4 月 1 日からであり、引き上げられる税率及び時期は法人税と軌を一にしている。

2020年から2021年及び2021年から2022年の課税年度に発生した損失を、最大で200万英ポンドまで3年間にわたって繰り戻すことができる恩恵措置の導入(現行は繰り戻しが認められるのは12か月間のみ)。対象は一定の企業、パートナーシップ、個人事業者である。この200万英ポンドの上限は各課税年度に適用されるため、この措置により最大400万英ポンドの損失の繰り戻しが認められる。

EUの利息・ロイヤルティ指令の実施が2021年6月1日から廃止される。それ以降に実行される英国からEU居住者への支払いは、関連する租税条約に依拠するか、又は英国の国内法に基づく別の関連する免除規定の適用の有無を確認する必要が生じることになる。

その他、英国の税制改正に関するより詳細な内容については、ベーカーマッケンジーロンドン事務所のニューズレターを参照されたい。

最初のページに戻る

ベルギー

デジタル・プラットフォーム運営者に課される「軽減された」 DAC7 報告義務

概要

ベルギーは、EU における EU 税務行政協力指令の改正(The 7th update of the Directive on Administrative Cooperation)(以下、「DAC7」)³の導入を見越して、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーに係るデジタル・プラットフォームの運営者(以下、「プラットフォーム運営者」)に対する「軽減された」報告義務を導入した。

これは、プラットフォームを通じてサービス提供者が稼得する所得をより透明性の高いものとし、税務、社会保障の観点からの逋脱行為を防止することを目的としている。報告義務は、サービス提供者と顧客をマッチングするプラットフォーム運営者を対象としている。報告義務の範囲は、プラット

³ EUにおける DAC7 については、本ニューズレター54 号参照。

フォームを通じたベルギーとの経済的関連性(Belgian Nexus)をもつサービスの個人による提供に限定される。プラットフォーム運営者の報告義務は、①(個人である)サービス提供者に対して税務・社会保障上の義務があることを通知する情報提供義務と、②サービス提供者及びベルギー税務当局に、当該サービスに関する情報を電子的にまとめたものを提供する報告義務の2つから構成されている。②の報告については、サービス提供者に①の情報提供が行われる年の翌年3月31日まで4に行わなければならない。

本規定は、2021年1月9日に発効しており、対象となるプラットフォーム運営者は早急に対応を検討する必要がある。

重要なポイント

- EUの DAC7イニシアチブの先駆けとして、ベルギー議会は、2021年 1月9日付で対象となるプラットフォーム運営者に対し報告義務を課すこととした。
- ベルギーとの経済的関連性のあるサービスがそのプラットフォームを 通じてやりとりされるプラットフォーム運営者(ベルギーの者である か否かを問わない)は、ベルギーで新たに導入された「軽減された」 報告義務の対象となる。(個人である)サービス提供者が専門的にそ の業務を行っているか否かは問わない。
- ベルギーに支店や事業所を持たない外国のプラットフォーム運営者は、報告義務を履行する責任を負うベルギーの代表者を任命し、その旨をベルギー経済省に通知することが求められる。
- ベルギーにおけるプラットフォーム運営者の報告義務は2要素からなる。
 - 税務及び社会保障に関する義務を(個人である)サービス提供者に通知する情報提供義務
 - サービス提供者及びベルギーの税務当局に対し、当該サービス に関する情報を含む電子データを、サービス提供者に情報が提 供される年の翌年3月31日までに、提供する報告義務
- 報告義務を遵守しない場合には罰則が適用される可能性がある。
- このベルギーにおける「軽減された」報告義務は一時的なものであり、EUの DAC7が正式に採択され国内法に反映される形で施行されると、消滅する。

詳細

2020年7月、欧州委員会は、プラットフォーム運営者に一定の報告義務を導入し、報告された情報の自動交換を促進することによりプラットフォーム経済から生じる課題に対処するため、DAC7を提案した。このDAC7がEUレベルで採択されることを見越して、ベルギーは2020年12月20日の改正により導入された所得税法上の規定により、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーに係るプラットフォーム運営者に対する「軽減された」報告義務を導入することを他EU諸国に先駆けて決定した。

この規定の目的は、プラットフォームを通じてサービス提供者が稼得した所得をより透明化し、税務及び社会保障の観点からの逋脱行為を防止することにある。EUのDAC7の提案の目的の1つは、プラットフォーム運営者に各国においてそれぞれ同時に適用されることによる、多大な管理上の負担を伴

⁴初回の報告は2022年3月31日が期限とされる。

う報告義務を回避することであったが、それにも関わらず、ベルギー政府は このような報告義務を現時点で導入する必要があると考えている。

このベルギーにおける報告義務は 2021 年 1月9日に発効し、EUの DAC7が正式に採択され国内法に反映される形で施行されるまで有効とされる。この新しいベルギーにおける報告義務は、(個人である)サービス提供者と顧客をマッチングするシェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおけるプラットフォームの事業者を対象としている。報告義務の範囲は、この文脈において、プラットフォームを通じたサービスの提供に限定される。DAC7は物品の販売にも適用されることから、DAC7が正式に採用され国内法として実施された場合と比較すると、新しいベルギーにおける報告義務の適用範囲は狭いものとなる。この新しい報告義務の範囲における「サービスの提供」は、ベルギーの VAT 法における「サービスの提供」を意味し5、報告対象となるサービスは、ベルギーとの経済的関連性6が必要となる。

また、外国のプラットフォーム事業者も報告義務の対象となりうることに留意が必要である。外国のプラットフォーム運営者がベルギーに支店又は事業所を有していない場合、報告義務を履行する責任を負うベルギーの代表者を任命しなければならない。代表者の任命について、その代表者との契約書の写しを添えてベルギー経済省に通知する必要がある。

新しい報告規定に従うと、プラットフォーム運営者は以下の情報提供義務と報告義務を果たす必要がある。

- ① プラットフォームを通じて締結されるすべての新しいサービス契約について、サービス提供者に、税務及び社会保障に関する義務を通知し、それらの義務に関連する税務当局及び社会保障当局のウェブサイトへのリンク、(一定の場合について)プラットフォーム運営者の代表者といった情報を提供する。
- ② サービス提供者及びベルギーの税務当局に対して、対象となるサービスが提供される年の翌年の3月31日までに、次の情報の電子データを提供する。(i) サービス提供者の身分証明及びTIN(Tax Identification Number)又は、(TINがない場合には)その氏名、住所及び生年月日、(ii) サービスの提供開始日又は終了日、(iii) サービス提供者により提供されたサービスの内容の説明、(iv) 提供されるサービスの内容に応じて、サービス提供者がプラットフォームを通じて行う取引の総額(及びその明細)(グロスの金額とネットの金額それぞれ)。

上記②の義務は、既存のベルギー所得税法の規定に基づき、同等の報告義務が、認証されたプラットフォーム(certified digital platforms)には既に適用されていることを考慮すると、認証されたプラットフォームについては新たな適用はないと考えられる。

今後、ベルギーの税務当局に情報を報告するために使用する書式やサービス 内容の記述に関しては、詳細が明らかになると考えられ、税務当局がこれに 関する実務的指針を公表することが期待される。

上記の報告義務の不遵守に関して、ベルギー所得税法による罰則は特段規定 されていない。しかし、報告義務の不履行、遅延又は報告内容に誤り若しく

⁵ベルギーの VAT法においては、サービス事業者が個人か否かであるかは関係なく適用される一方、このベルギーにおける「軽減された」報告義務においては、対象となるサービス事業者は個人に限定されることに留意。

⁶つまり、ベルギー国内のサービス提供者によってサービスが提供されている、若しくはサービスがベルギーにおいて行われている必要がある(明示的には示されていないが、VATの供給地規則を参照し、ベルギーのVATの対象となるかがメルクマールになると思われる)。

は必要な情報の欠落がある場合、ベルギー所得税法の一般的な罰則規定が適用されるものと考えられ、50ユーロから1,250ユーロまでの科料が課せられる可能性があるものと考えられる。

最初のページに戻る